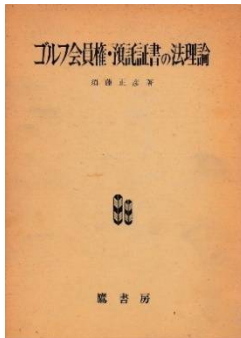


ゴルフ会員権・預託証書の法理論

須藤 正彦 著

★ 出版記録



- ・著 者：須藤 正彦
- ・発 行 者：三好 熙
- ・発 行 所：株式会社 鷹書房
東京都文京区後楽 2-4-1
- ・連 絡 先：TEL 03-815-5523
- ・初版発行：1979年9月10日
1979年9月20日 初版第1刷発行
- ・定 価：定価 4,000円

★ 著者略歴

栃木県足利市出身
中央大学法学部卒（1966年）
現在弁護士（東京弁護士会所属）
須藤法律事務所（銀座）にて法律実務に従事

著作 破産会社 VS. 債権者（商事法務研究会、分担執筆、1978年）
破産・和議の基礎（青林書院新社、分担執筆、1979年）
金銭消費貸借法の常識（日本評論社、分担執筆、近刊）
この外 NBL、手形研究、判例タイムズ、金融法務事情などにゴルフ会員権の法律問題について多数寄稿

★ 総目次

はしがき	
第一章	裁判例よりみたゴルフ会員権の諸問題
第二章	ゴルフ会員権の譲渡及び譲渡担保
第三章	ゴルフ預託証書の法的性質
第一節	私法上の有価証券性（一）
	—— 序説 ——
第二節	私法上の有価証券性（二）
	—— 公示催告・除権判決の許否に関連させて ——
第三節	刑法上の有価証券性
初出一覧	
あとがき	

★ 本文引用



「 預託金会員組織のゴルフ会員権とは、債権と債務とが複合した契約上の地位（債権的法律関係）である。だから、取引の客体とされてゆくゴルフ会員権について解明するという事は、とりも直さず、契約上の地位が譲渡や担保の対象となってゆく法律関係を解明してゆくことにほかならない。

しかして、これまで契約上の地位（債権的法律関係）の譲渡や担保の法律関係に付いては、学説上十分な発展をみてきたとはいえない。ことに、契約上の地位が担保（就中譲渡担保）の客体とされることとの法律関係については、一層強くその事が言える。ゴルフ会員権の譲渡や担保の問題は、かかる意味において、従来ややもすれば未発達の観があった契約上の地位の譲渡や担保の問題の分野に、新しい素材を提供するものである。本書第二章は、かかる観点において、些さかなりとも寄与しようとするものである。 」

————— （ はしがき ） より抜粋 —————

★ 本書に関して



おそらく 1990 年の後半であったと思う。古書店にてこの書籍を発見した時の興奮を、私は今でも覚えている。

当時ゴルフ関係の書籍と言えば、多くが技術書とゴルフ業界の裏話的面白おかしく読める物が、大半で有った様に思う。その様な中で、本書は学術的観点からゴルフ会員権へアプローチした、貴重な一冊と言えた。

1990 年当時ゴルフ会員権業を証券類似業として国は分類しており、有価証券取引業的職業として存立していた様に思う。又それを裏付ける様にゴルフ会員権自体、金融商品の一角を形成する位置付けで有った。

その様な環境の中で、ゴルフ会員権業についての業法は無く、日常業務は商慣習と商法、民法にその拠り所を求めざるを得なかったのも事実だった。

社会的位置付けが高まっているにも関わらず、ゴルフ会員権とはと論じた内容の書籍は皆無で、枝葉末節な内容の書物が跋扈していたと記憶している。

この書籍に出会った時、ゴルフ会員権の本質論、その核心的内容に触れて感動すると共に、この研究を 1979 年時から、追求されて居られた方がいた事に心は更に揺さぶられた。

先ず恣意的結論が有り、その結論へ読者を導く為に論ずるのでは無く、事象、現象を一つ一つ丹念に分析し検証する事により、結論を見出すと言うその手法は、正しく社会科学そのもので有り謙虚さがにじみ出ている。

ゴルフ会員権を語る上で、是非、押さえておきたい一冊では無いかと思う。

尚、本書は絶版である事を、下記出版社にて確認。(2015年3月)

★ 株式会社 鷹書房弓プレス

〒162-0811

東京都新宿区水道町 3-12 ミサオビル 2F

TEL 03-5261-8470 / FAX 03-5261-8474

2022年12月16日

文__大野良夫

© Yoshio Oono

日本ゴルフジャーナリスト協会 会員